１　非常勤講師として任用される期間（任用期間）、及び任用前に岡山県のいずれかの職に引き続き在職した期間（在職期間）に応じて、次の表に定める日数が付与されます。

　　ただし、在職期間に任用期間を加えた期間（通算在職期間）に、６月以上１２月未満の端数が生じ、かつ、任用期間中にその端数が６月に達するときは、表中「在職期間」とあるのは「通算在職期間」と読み替えるものとし、通算在職期間に応じて、６月以上１２月以下の欄に定める日数が付与されます。

　　１日または１時間を単位とします。

　　＊時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合、次の①～③にあげる時間数をもって一日とします。

　　　①フルタイム：７時間４５分

　　　②短時間勤務（勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合）：勤務日一日あたりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た数の時間（その時間に一時間未満の端数を生じたときは、これを一時間に切り上げた時間））

　　　③短時間勤務（勤務日ごとの勤務時間が同一である場合）：勤務日一日あたりの勤務時間（その時間に一時間未満の端数があるときは、これを１時間に切り上げた時間）

　イ　１週間の勤務日数が５日以上の者 又は １週間の勤務日が４日以下で１週間の勤務時間が29時間の者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職期間 | １年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上 |
| 任 用 期 間 | ６月以上12月以下 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |
| ４月以上６月未満 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 7日 | 8日 | 8日 |
| ２月以上４月未満 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 |
| ２月未満 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 |

　ロ　１週間の勤務日数が４日で１週間の勤務時間が29時間未満の者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職期間 | １年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上 |
| 任 用 期 間 | ６月以上12月以下 | 7日 | 8日 | 9日 | 10日 | 12日 | 13日 | 15日 |
| ４月以上６月未満 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 |
| ２月以上４月未満 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 |
| ２月未満 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |

　ハ　１週間の勤務日数が３日の者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職期間 | １年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上 |
| 任 用 期 間 | ６月以上12月以下 | 5日 | 6日 | 6日 | 8日 | 9日 | 10日 | 11日 |
| ４月以上６月未満 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 |
| ２月以上４月未満 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 |
| ２月未満 | 0日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |

　ニ　１週間の勤務日数が２日の者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職期間 | １年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上 |
| 任 用 期 間 | ６月以上12月以下 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| ４月以上６月未満 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |
| ２月以上４月未満 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 |
| ２月未満 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 1日 | 1日 | 1日 |

　ホ　１週間の勤務日数が１日の者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職期間 | １年未満 | １年以上２年未満 | ２年以上３年未満 | ３年以上４年未満 | ４年以上５年未満 | ５年以上６年未満 | ６年以上 |
| 任 用 期 間 | ６月以上12月以下 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 |
| ４月以上６月未満 | 0日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |
| ２月以上４月未満 | 0日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |
| ２月未満 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 | 0日 |

２　岡山県のいずれかの職に在職していた者が、引き続き非常勤講師として新たに任用された場合、任用日前２年間に付与された年次休暇に残日数があるときは、上記１で付与される日数に加えて、残日数のうち２０日を限度に年次休暇を付与する。

　　【例】平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの２年間、特別職非常勤職員（週４日・２９時間勤務）として在職していた者が、引き続き令和２年４月１日から任期１年の非常勤講師として任用される場合、特別職非常勤職員として付与された年次休暇の残日数が７日であるときは、上記１で付与される１２日に７日を加えた１９日が任用時に付与される。

３　付与された年次休暇の残日数は、上記１で付与された日数を限度として、引き続き非常勤講師として任用された場合に限り、翌会計年度に繰り越すことができる。

　　【例】上記１で付与された日数が１２日、上記2で付与された日数が5日である場合、残日数の翌会計年度への繰り越しは１２日が限度となる。